

青梅市条例第28号

青梅市印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年7月1日

青梅市長 大勢待 利 明

青梅市印鑑条例の一部を改正する条例

青梅市印鑑条例（昭和59年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第2号中「東京都の市区町村」を「市町村（特別区を含む。）」に改める。

第7条第2項中「非漢字圏の外国人住民」の次に「（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。）」を加える。

第18条第1項ただし書中「という。）」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード（以下「特定在留カード」という。）または日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（以下「特定特別永住者証明書」という。）」を、「当該個人番号カード」の次に「、特定在留カードまたは特定特別永住者証明書のいずれか」を加え、同条第2項中「等（個人番号カードおよび」を「、特定在留カード、特定特別永住者証明書または」に、「移動端末設備をいう。）」を「移動端末設備」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。